

仕 様 書

件 名	封筒（水糊付）「扶養親族等申告書送付用」
紙 質	半晒クラフト ハトロン判 75.5k g ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	茶色
刷 色	片面刷 1色（墨）
サ イ ズ	別紙1のとおり
製 本	糊加工：水糊 窓加工：有、グラシン紙等産業廃棄物に抵触しない材質（不透明度20%以下）を使用すること。
梱 包	<ol style="list-style-type: none"> 1. 箱はA式ダンボールとする。 2. 梱包は、2,000枚を1箱とし、100枚ずつ仕切りをすること。（梱包位に満たない端数分は1箱とすること。） 3. 箱寸法を考慮したうえで規定の枚数を梱包できる適当な寸法とすること。 4. 箱の外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月日、製造番号及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 5. 梱包時に、作成物の棄損・破損・汚損することがないこと。 6. 納入時の運搬や保管時に、箱がつぶれることのないよう、十分な強度を持つ材質を使用すること。 7. 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 8. 折れ曲がりがあると作業に支障が生じることから、梱包及び納品の際は、細心の注意を払うこと。
予定数量	別紙2のとおり
納 期	別紙2のとおり
納入場所	別紙2のとおり
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 印字・製造 <ol style="list-style-type: none"> ① 印刷内容（案）は、別紙1（令和7年度に作成したもの）を参考すること。 ② 正式な原稿は、契約締結後に電子媒体（又は紙媒体）で提供する（二次元バーコード作成のためのURLも原稿と共に提示する。）。 ③ 指定する位置に、切り込み加工及び音声コード（専用読取装置、携帯電話、スマートフォンのいずれでも読み取りできること）の印刷を別紙3のとおり行うこと。なお、音声コードの内容文（案）は、別紙4を参照すること。 ④ 音声コードの内容文及び切り込み加工位置の正式な原稿は、契約締

結後に紙媒体で提供する。

- ⑤ 印字した音声コードが確実に読み及び聞取れることを確認した上で、下記に示す見本品と同時に日本年金機構へ任意の様式にて報告すること。
- ⑥ 封筒のフラップ部分については、製本した際に封筒表面から見て下部に来るように作成すること。(別紙1参照)
- ⑦ 窓素材については、封入物に印刷されたバーコード等の読み取りに支障が生じないように十分留意すること。
- ⑧ 糊加工については、納品時のフラップの付着や封緘後の接着の剥離等が生じないように十分留意すること。
- ⑨ 契約期間内において原稿の変更がありうる。なお、変更のある場合は、納期の2か月前までに下記校正担当から連絡する。
- ⑩ 発注数量の連絡は各納入期限の1ヵ月前までに行う。ただし、大幅に増減する場合については、1.5~2ヵ月前に連絡する。

2. 校正

校正は、初回納品時及び原稿の変更時(3回程度)に行う。なお、音声コードについても変更があり得る。

- ① 校正紙及びPDFファイル(※テキストデータを識別できるPDFファイル形式で日本年金機構が指定する電子媒体に保存しウイルスチェックを実施したもの)を別紙2に定める期日までに提出し、日本年金機構の可否の判断を受けること。なお、下記③の見本品は、校正紙及びPDFファイルの合格連絡の後に作成すること。
- ② テキストデータを識別できるPDFファイル形式とは、ファイル内のデータを編集できる状態のことを言う。なお、確認方法は、PDFを「Adobe Acrobat Reader」等にて展開した時に「コントロールキー(Ctrl)」と「エー(A)」を同時に押すと強調される。
- ③ 上記①の合格連絡後に日本年金機構が提示する仕様等に基づき見本品を10枚作成し、下記校正担当に別紙2に定める期日までに提出し、日本年金機構によるテスト(テスト期間は5営業日程度)を受けること。なお、見本品の合格連絡の後に印字・製造を開始すること。

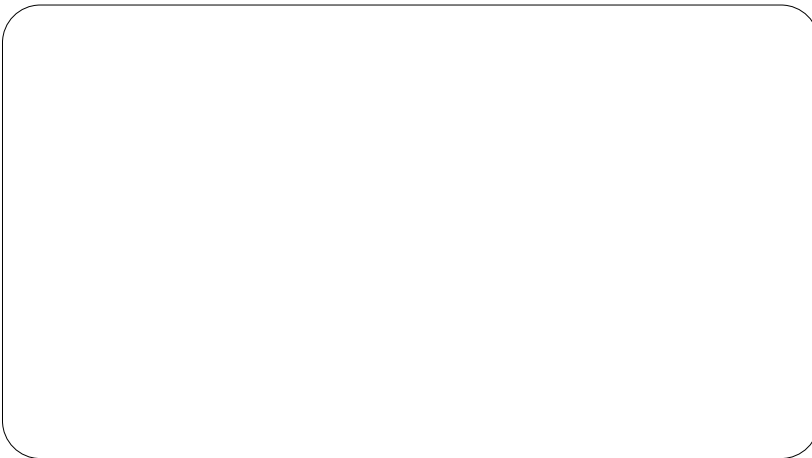
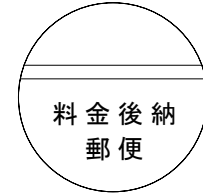
3. 納品

- ① 納品場所等の詳細は、契約締結後、別途連絡する。
- ② 製品が完成次第、製品サンプルを20枚及び版下データ(※テキストデータを識別できるPDFファイル形式で日本年金機構が指定する電子媒体に保存しウイルスチェックを実施したもの)を下記校正担当に納品すること。
- ③ 納品前に、製品の棄損、破損及び汚損、印刷ずれや糊付け不備等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。
- ④ 機構は、印刷物の品質検査の観点から、納品日の前日までに、特定の事務室及び本案件に関係する事務所等へ立入検査を行う(原稿の変更時においては必要に応じて行う場合がある。)。なお、詳細について

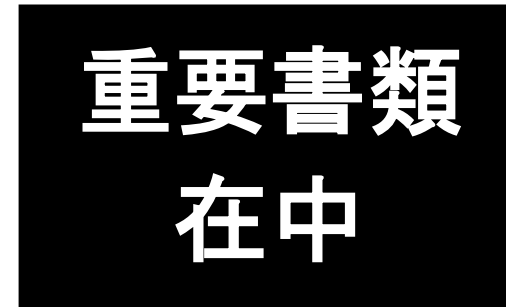
	<p>は契約締結後に別途連絡する。</p> <p>⑤ 納品後5営業日以内に、下記校正担当へ納品した証明（納品書・受領書等）の写しを提出すること（納品日ごとに証明を作成すること）。</p> <p>4. その他</p> <p>① 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属する。</p> <p>② 受託業務の実施に当たり、当該業務の全部又は主体的部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。やむを得ない事情により当該業務主体的部分を除く一部について再委託する場合、受託事業者は、別紙2に定める期日までに機構に提出のうえ書面による承認を得なければならない。なお、本業務において、主体的部分を除く一部とは搬送業務等に限る。</p> <p>③ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</p> <p>④ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</p> <p>⑤ 仕様書等に疑義がある場合は、質問書（任意様式）を作成のうえ、下記校正担当に別紙2に定める期日までに提出すること。質問書をFAXにて提出する場合は、電話により到着確認を行うこと。</p> <p>⑥ 質問書に対する回答は、仕様書等を受領したすべての者に対し、別紙2に定める期日までに機構HPへ掲載する。</p>
校正担当	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号</p> <p>日本年金機構 特定事業部 特定事業管理G</p> <p>担当：森、田嶋、元宗、久保田</p> <p>連絡先：03-6861-8141</p>

**年金の受給額に影響のある書類です。
必ずご覧ください。**

最初に同封の「大切なお知らせ」をご覧ください。
スマートフォン等で電子申請すれば、郵送等の手間や切手代が不要です。



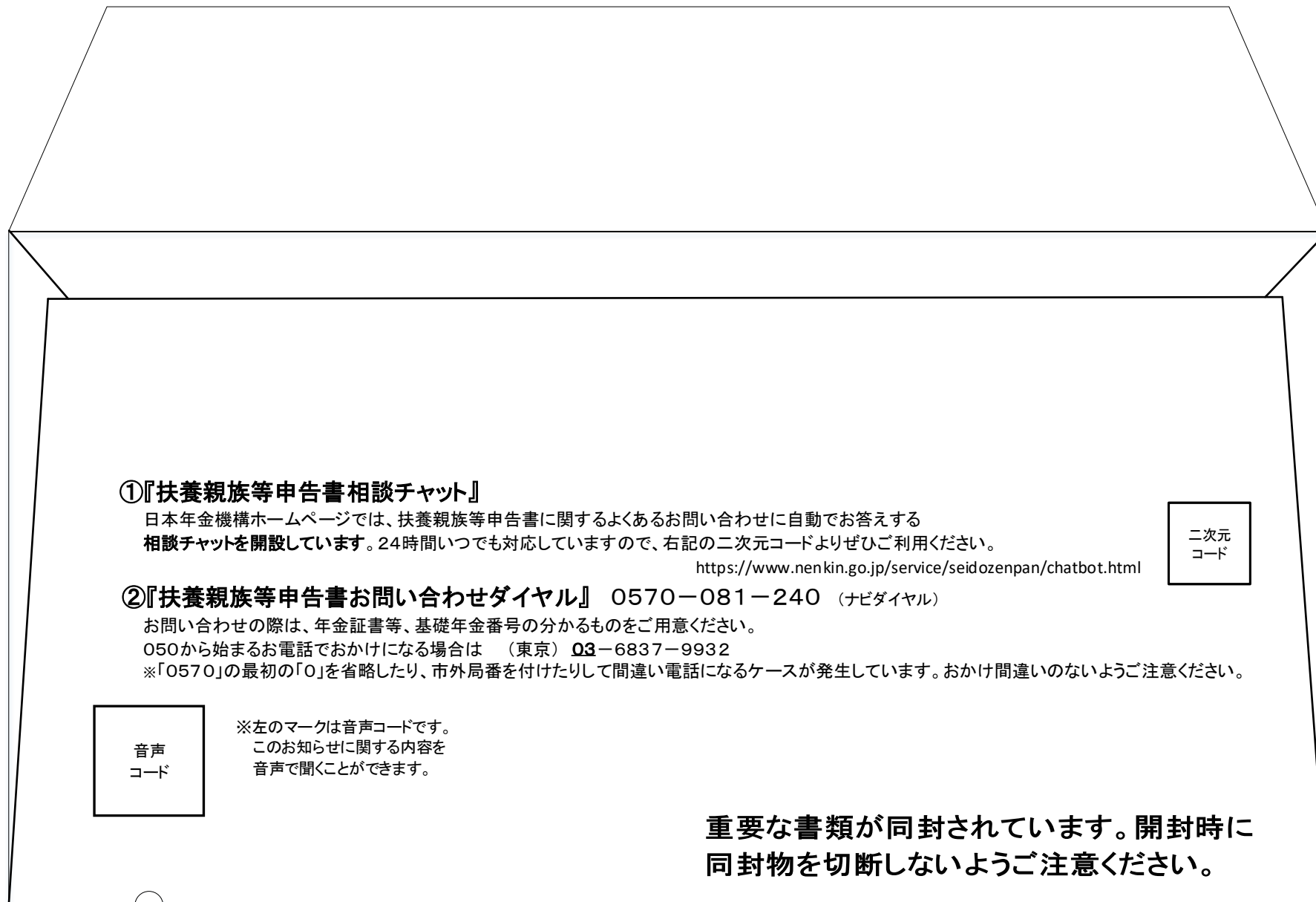
開封前にもう一度あて名をご確認ください。



〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが開封せず「誤配達」と記入し、郵便ポストに投函してください。

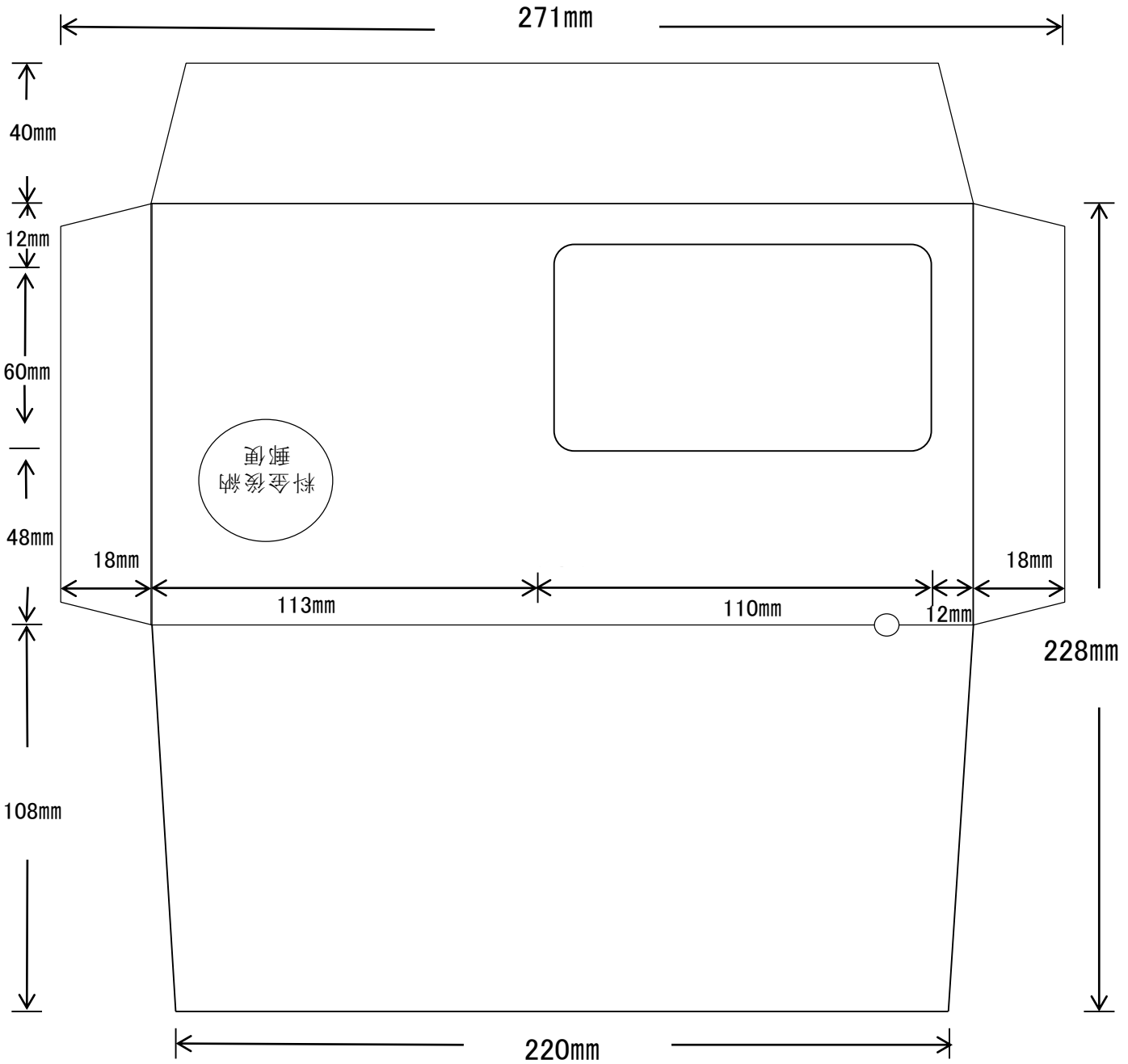
ご提出にあたりご不明な点は、『扶養親族等申告書相談チャット』
または『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』へ！



扶養親族等申告書送付用封筒(窓位置等)

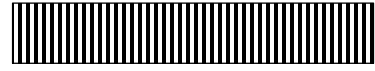
(案)

(表 面)

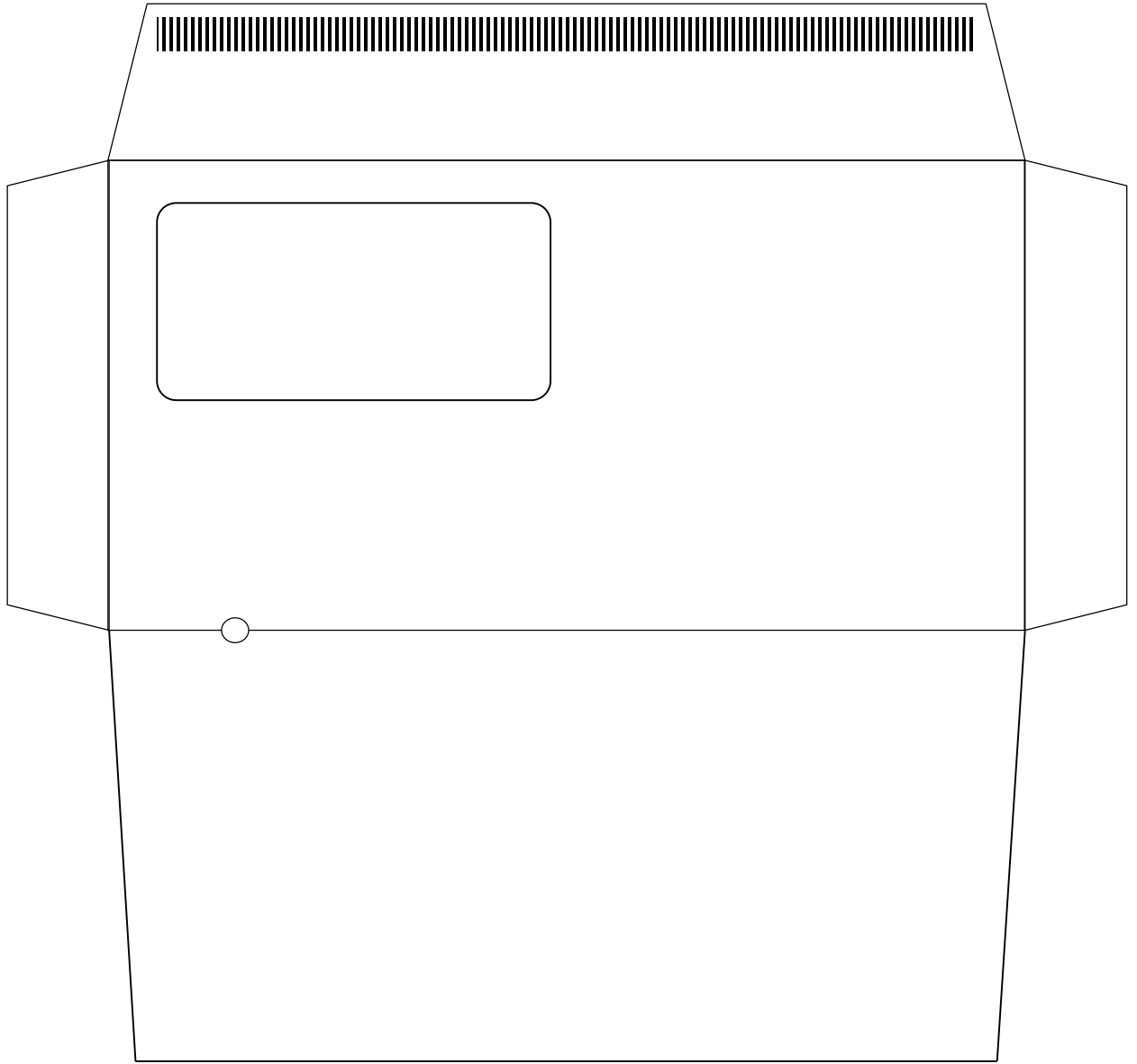


(裏 面)

(案)



水糊部分

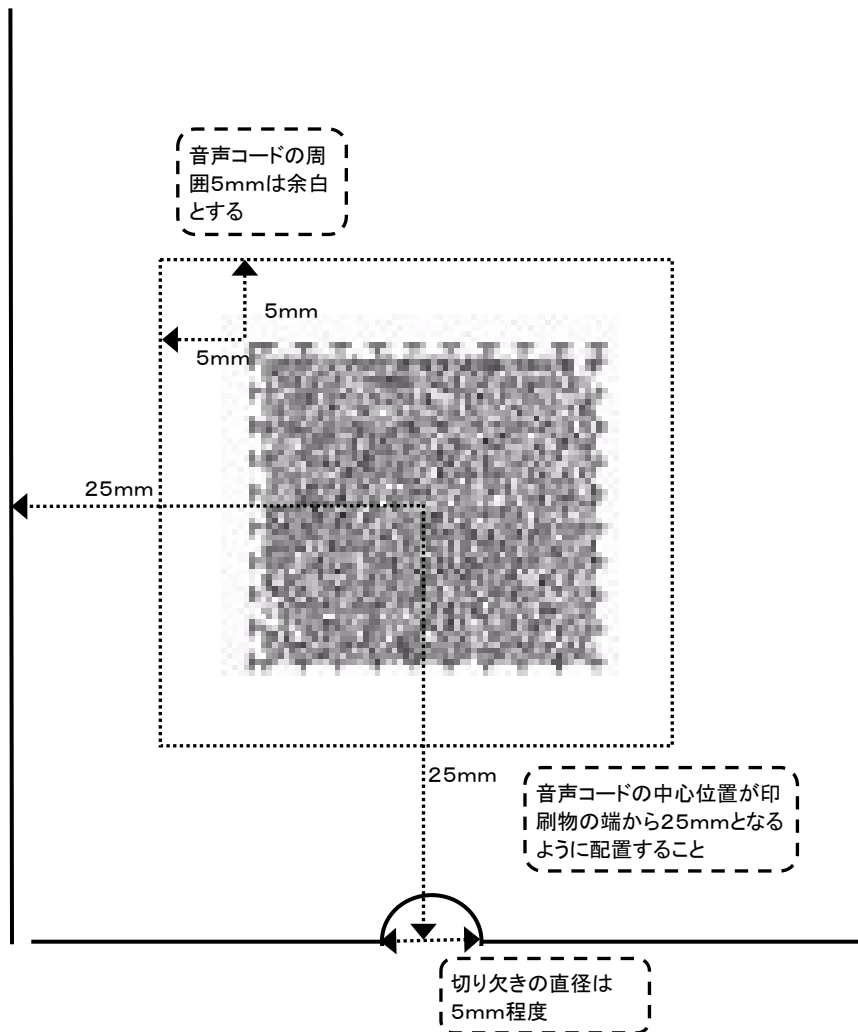


封筒(水糊付)「扶養親族等申告書送付用」		
日本年金機構	受託事業者	期限等(予定)
回答作成	仕様書に係る質問	5月8日
機構HPでの回答掲載	機構HPの確認	5月18日
契約締結		6月12日
印刷原稿の引渡	印刷原稿の作成	6月中旬以降
受領/確認	印刷原稿の提出	6月24日
印刷原稿の合格連絡	確認	6月30日
受領/確認	見本品印刷帳票の提出	7月14日
見本品の校了連絡/作成依頼	確認	7月16日
受領/確認	再委託承認申請書の提出	7月16日
納品前品質検査		~8月21日
受領/確認	納品1回目	7月31日
受領/確認	納品2回目	8月24日
受領/確認	納品3回目	9月11日
受領/確認	納品4回目	10月27日
受領/確認	納品5回目	1月26日

納入場所及び予定数量		
納品回数	納品場所	予定数量
1回目	日本年金機構本部(高井戸) (日本年金機構本部各部署用)	6,000部
2回目	首都圏近郊1~5ヶ所 〔【所得税】用〕 ※ 日時、場所については申告書作成業者との調整による	5,282,000部
3回目	首都圏近郊1~5ヶ所 〔【住民税】用〕 ※ 日時、場所については申告書作成業者との調整による	5,145,000部
4回目	首都圏近郊1ヶ所 〔【月次発送】用〕 ※ 日時、場所については申告書作成業者との調整による	326,000部
5回目	首都圏近郊2ヶ所 〔【再勧奨】用〕 ※ 日時、場所については申告書作成業者との調整による	217,000部

- 申告書作成業者の申出により、納入場所を首都圏近郊以外とする場合については、首都圏から申告書作成業者が指定する納入場所までの費用は、申告書作成業者が負担する。
- 発注数量の連絡は特定事業部特定事業管理Gから納入期限の1か月前までに行う。なお、各予定数量は増減すること(0を含む。)がある。
- 原稿の変更がある場合は特定事業部特定事業管理Gから納入期限の2か月前までに連絡を行う。
- 上記合計に0.85を乗じて端数を切り捨てた数量を最低作成数量とする。
- 上記以外に納品を求める場合(3回程度)があるが、その場合は納入枚数及び納品日について協議を行う。

音 声 コ ー ド 印 字 要 領



- ※1 付与する音声コードは「音声コード(専用読み取り装置、携帯電話、スマートフォンのいずれでも読み取り可能な形式)」とし、設定情報は以下の表1のとおりとする。
- ※2 音声コードの仕様等詳細については当該コード開発(販売)元に十分確認すること。

表1

項番	区分	仕様
1	サイズ	Lサイズ
2	誤り訂正	強
3	声の種類	男

- ※ 文字数超過によって、誤り訂正レベルを「強」に設定できない場合は、誤り訂正レベル「中」で作成すること。
- ※ 音声コード作成において、声の種類が選択できない場合は、声の種類「男」でなくとも可とする。
- ※ スマートフォン(アプリ)において、声の種類はアプリの設定に依存することを可とする。

「令和9年分扶養親族等申告書送付用封筒」の
音声コード（専用読取装置、携帯電話、スマートフォン対応型）の内容文

ねんきんきこう あんない
にっぽん年金機構からのご案内です。

こんかい れいわきゅうねんぶんふ ようしんぞく しんこくしよ おく
今回、令和9年分扶養親族とう申告書をお送りしました。

ふようしんぞく しんこくしよ れいわきゅうねんについこう しはら ねんきん げんせんちようしゆう
扶養親族とう申告書は、令和9年2月以降にお支払いする年金から源泉徴収

しよとくぜい けいさん じゆうよう しよるい
される所得税を計算するための重要な書類です。

ふようしんぞく じしん しやうがいしやとう がいとう ていしゆつ がいとう
扶養親族がいるかたやご自身が障害者等に該当するかたは提出すると該当す
る控除が受けられます。

ないよう しんこくしよ ていしゆつ かん と あ ふようしんぞく しんこくしよ と あ
内容や申告書の提出に関するお問い合わせは、扶養親族とう申告書お問い合
わせダイヤルにお電話ください。

でんわばんごう
電話番号は、ゼロ、ご一、なな、ゼロ、の、ゼロ、はち、いち、の、に一、よん、ぜ
ろ、です。くり返しお伝えします。

でんわばんごう
電話番号は、ゼロ、ご一、なな、ゼロ、の、ゼロ、はち、いち、の、に一、よん、ぜ
ろ、です。

また、お客様の電話番号が、ゼロ、ご一、ゼロ、から始まる場合は、東京、ぜ
ろ、さん、の、ろく、はち、さん、なな、の、きゆう、きゆう、さん、に一、にお電話くださ
い。

と あ さい ほんにんさまかくにん き そ ねんきんばんごう うかが
お問い合わせの際は、ご本人様確認のため、基礎年金番号をお伺いしますの
で、あらかじめご用意ください。

ちか ねんきんじむしよ こ しよるい よ あ ていしゆつ
また、お近くの年金事務所にお越しいただければ、書類の読み上げや提出の
ご案内などのお手伝いをさせていただきます。